

新

別紙-1の1

I. 書類審査用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【施工体制台帳・施工体系図】（愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10関係）		
131	施工体制台帳・施工体系図の提出、所定様式に必要事項の記入 下請契約を締結した工事については、受注者から、施工体制台帳・施工体系図が提出されていること。また所定の様式に必要事項が記入されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10第1項、第2項
133	全ての下請の記載 2次下請以降を含む全ての下請が記入されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10第1項、第2項 書類持参者に質問し確認
137	変更があった場合の施工体制台帳・施工体系図の提出 下請業者等の変更、追加、工事内容の変更等があった場合、その都度、変更後の下請施工通知等に併せ、施工体制台帳及び施工体系図が提出されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10第4項
【工事実績データ】（愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係）		
141	工事実績データの登録 受注者は、受注時及び変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は完成検査後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしていること。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

別紙-1の2

II. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項、愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10

旧

別紙-1の1

I. 書類審査用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【施工体制台帳・施工体系図】（愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-10関係）		
131	施工体制台帳・施工体系図の提出、所定様式に必要事項の記入 (1次)下請契約の総額が30,000千円以上の工事については、受注者から、施工体制台帳・施工体系図が提出されていること。また所定の様式に必要事項が記入されていること。 (1次)下請契約の総額が30,000千円未満の工事については、受注者から、施工体系図が提出されていること。また所定の様式に必要事項が記入されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-10第1項、第2項
133	全ての下請の記載 2次下請以降を含む全ての下請が記入されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-10第1項、第2項 書類持参者に質問し確認
137	変更があった場合の施工体制台帳・施工体系図の提出 下請業者等の変更、追加、工事内容の変更等があった場合、その都度、変更後の下請施工通知等に併せ、 (1次)下請契約の総額が30,000千円以上の工事については、 施工体制台帳及び施工体系図の提出、 (1次)下請契約の総額が30,000千円未満の工事については、 施工体系図が提出されていること。	土木工事共通仕様書第1編1-1-10第4項
【工事実績データ】（愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係）		
141	工事実績データの登録 受注者は、受注時及び変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は完成検査後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしていること。	土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

別紙-1の2

II. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 (1次)下請契約の総額が30,000千円以上の工事については 施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項、愛媛県土木工事共通仕様書第1編 1-1-10